

牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社、
垂水市の地域活性化に関する協定書

牛根地区公民館、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社、健土株式会社、垂水市は、相互の連携を強化し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、4者がそれぞれの資源を活用して次条に定める事項について連携・協力を行うことにより、牛根地区における地域課題の解決と持続的な地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 4者は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し、協力する。

- (1) 地域振興計画の実現に関する事
- (2) 地域間や世代間の交流に関する事
- (3) 地域の健康増進に関する事
- (4) その他地域の発展に関する事

(資源の活用)

第3条 上記の目的を達成するため、4者が所有する資源について活用するときは、具体的な取り決めについて、別途覚書を締結するものとする。

(協定の変更)

第4条 4者のうち、いずれの者から協定内容の変更の申請があったときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、4者のいずれの者からも、何らかの申出がないときは、更に1年間更新され、その後も同様とする。

(情報保護)

第6条 4者は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、他者から知り得た情報を第1条の目的にのみ使用するものとし、本協定の期間はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 4者は、各々で定める反社会的勢力に対する方針を遵守し、本協定の適正性を確保するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、4者は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和 7年 11月 17日

鹿児島県垂水市牛根二川 553-1
牛根地区公民館
牛根地区公民館館長

井上辰巳

鹿児島県垂水市牛根麓 31-5
グローバル・オーシャン・ワークス株式会社
代表取締役社長

増永勇治

鹿児島県垂水市二川字中渡 241-3
健土株式会社
代表取締役社長

八木 健太郎

鹿児島県垂水市上町 114
垂水市
垂水市長

尾脇雅弥